

平成28年8月3日

答申第720号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「榑井勝人会長が会長就任から平成26年3月31日までに利用した日本放送協会所有の車および日本放送協会が費用負担した車の運行記録が分かる書類一式」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書は会長の保安に支障を及ぼすおそれがあり、NHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項5号に該当するため開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

NHKの保安環境や保安に関する社会情勢は非常に厳しくなっており、開示の求めの文書のうち、「日本放送協会所有の車」の運行記録については開示することによりNHKの保安に支障を及ぼすおそれがあり規程第8条1項5号に該当するため、「日本放送協会が費用負担した車」の運行記録については使用実績がなく文書が存在しないため、いずれも開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書のうち、「日本放送協会所有の車」の運行記録については規程第8条1項5号に該当するため、「日本放送協会が費用負担した車」の運行記録については文書が存在しないため、いずれも不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成28年6月2日（第239回審議委員会）第725号諮問、審議

8月3日（第241回審議委員会）審議、答申